

2020年 経済構造実態調査 乙調査票の記入のしかた



映像情報制作・配給業

経済構造実態調査について

総務省・経済産業省では、既存の統計調査の統合・再編により、GDPの約9割を占める経済活動を年次で把握する新たな基幹統計調査として、経済構造実態調査を2019年に創設しました。

本調査は、製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算(特にGDP)の精度向上等に資することを目的としています。

回答方法

調査票は、インターネット又は郵送によりご回答ください。インターネットでの回答については、同封の「オンライン調査利用ガイド」をご覧ください。

調査票の記入にあたっての留意事項

- この調査(経済構造実態調査 乙調査票(映像情報制作・配給業))は、企業単位の調査です。したがって子会社など連結する他の企業分は含みません。
- この乙調査票とあわせて、甲調査票もお届けしている場合があります。甲調査票も届いた場合は、両方の調査票についてご回答ください。本冊子は「乙調査票の記入のしかた」ですので、甲調査票については、「甲調査票の記入のしかた」をご覧ください。
- 乙調査票の記入に際し不明な点などありましたら、本冊子の裏面の「コールセンターのご案内」に記載されている連絡先まで、ご連絡ください。

記入上の 注意点

- 黒又は青のボールペンなどで、はっきり記入してください(摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しないでください)。
- 内容を訂正する場合は、二重線で消し、正しい内容を記入してください。
- 金額欄は、1万円未満を四捨五入し、万円単位で記入してください。5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。また、「¥」記号は付けないでください。
- 調査票の記入内容について、後日おたずねさせていただく場合があります。

目次

調査の対象となる企業	1	4 年間売上高等	4
廃業、休業等に係る扱い	1	5 映画・テレビ番組及びビデオ制作本数等 ...	8
1 企業の名称・所在地等	2	6 年間営業用固定資産取得額	11
2 経営組織及び資本金額	3	7 従業者数	12
3 消費税の税込み記入・税抜き記入の別	3		

調査の対象となる企業

この調査(経済構造実態調査 乙調査票(映像情報制作・配給業))の対象となる企業は、日本標準産業分類の小分類411－映像情報制作・配給業に属する業務を主たる業務(売上高が最も大きい業務)として営む企業(非営利団体、個人事業主を含む。)です。

主たる業務として、映画、テレビ、ビデオ、CM、PR 映像、インターネット動画等といった映像作品の作成(制作、撮影、技術業務など)、配給業務を行う企業が調査の対象となります(著作権の有無は問いません)。

具体的に「対象となる業務」「対象とならない業務」は5ページをご覧ください。

なお、「対象とならない業務」を主たる業務として営む企業は、本調査の対象となりませんので、現在の主たる業務の内容を具体的に備考欄に記入の上、調査票を返送してください。

廃業、休業等に係る扱い

貴企業が廃業、休業した場合など、事業活動に著しい変化があった場合は、その発生時期等を含め備考欄に記入してください。なお、備考欄に書ききれない場合は、調査票の裏面に記入してください。

※日本標準産業分類

統計の正確性と客観性を保持し、統計の相互比較性と利用の向上を図ることを目的として設定された統計基準であり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。

詳細は総務省のホームページをご覧ください。

日本標準産業分類

🔍 検索

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm

はじめに

記入欄にあらかじめ印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、**内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。**

1 企業の名称・所在地等

ア 企業 の 名称	フリガナ											
イ 企業 の 所在地	郵便 番号				—			都道府県・ 市区町村名		町丁・字・ 番地・号		
	ビル・マンション名等 (階、号室まで記入してください)									電話番号	()	—
ウ 企業 の 法人 番号												法人番号が指定されていない場合は、右の□に「レ」印を記入してください。 ☐

2 経営組織及び資本金額

エ 経営 組織	あてはまるものを○で囲んでください。		資本金額 (又は出資金額)	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
	① 会社	→									
	② 会社以外の法人・団体										
	③ 個人経営										

3 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

4 欄以降の金額欄を記入するにあたっての消費税の取扱いについて選択の上、該当する番号を○で囲んでください。 ※できる限り「① 税込み」を選択してください。	① 税込み	力
	② 税抜き	

1 企業の名称・所在地等

ア 企業の名称

- 名称は、略称ではなく正式名称(法人の場合は登記上の名称)を記入してください。法人の名称には、法人の種類も記入しますが、以下の()書きのように省略しても差し支えありません。

例	株式会社 → (株)	合資会社 → (資)	一般社団法人 → (一社)
	有限会社 → (有)	公益社団法人 → (公社)	一般財団法人 → (一財)
	合名会社 → (名)	公益財団法人 → (公財)	合同会社 → (同)

イ 企業の所在地

- 登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている所在地を記入してください。

例 ○ 若松町3丁目2番1号 ○ 若松町3丁目2-1

- 事業所固有の郵便番号をもっている場合は、その郵便番号を記入してください。
- ビルなどの中にある事業所の場合は、そのビルの名称と入居している階(マンションの場合は、号室まで)を記入してください。
- 他の事業所の構内にある場合は、「〇〇構内」(〇〇は入居先の法人名と事業所名)と記入してください。

ウ 企業の法人番号

- 法人番号(13桁)を記入してください。
- 法人番号については、法人番号指定通知書または法人番号公表ウェブサイトで確認できます。
- 法人番号が指定されていない場合は、記入欄右の□に「レ」印を記入してください。

記入上の注意

- ・金額は万円単位で記入してください（万円未満を四捨五入してください）。
- ・「¥」記号は記入しないでください。
- ・「※」と記載されている箇所の記入は不要です。

2 経営組織及び資本金額

エ 経営組織

- ・あらかじめ印字されている内容が違ふ場合は二重線で消し、該当する番号を「○」で囲んでください。
- また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。

1 会社	株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社などをいいます。
2 会社以外の法人・団体	公益法人、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社（※）などをいいます。 （※）「外国の会社」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「外資系の会社」は「外国の会社」とはせず、「1 会社」となります。
3 個人経営	個人業主により経営されている企業をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。

オ 資本金額（又は出資金額）

- ・資本金額（株式会社、有限会社）又は出資金額（合資会社、合名会社、合同会社）が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください（5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください）。

3 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

カ 消費税の税込み・税抜きの別

- ・④以降はできる限り「税込み」で記入してください。ただし税込みで記入できない場合は、「税抜き」で記入してください。
- ・「税込み」か「税抜き」かについて、選択した記入方法を「○」で囲んでください。

4 年間売上高等

2019年1月1日から12月31日までの1年間又は最も近い決算日前1年間について記入してください。

キ

企業全体の年間売上高	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円

ク

上記「企業全体の年間売上高」のうち、「映像情報制作・配給業務」の年間売上高

	映像情報制作・配給業務																																			
	合計								国内								国外																			
年間売上高	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円

ケ

「映像情報制作・配給業務」の年間売上高の業務種類別割合

	映画制作・配給業務								テレビ番組制作・配給業務					ビデオ (DVD) 制作・発売業務					合計
	映画の制作・配給収入	ビデオ (DVDを含む) 版権収入	テレビ放映権収入	商品化権収入	リメイク権収入	受託制作収入	テレビ映画制作収入	その他	テレビ番組 (テレビコマーシャルを含む) 制作・配給収入	ビデオ (DVDを含む) 版権収入	受託制作収入	その他	ビデオ (DVDを含む) 制作・発売収入	ビデオ (DVDを含む) 版権収入	その他				
国内	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	100%
国外	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	100%

コ

「映像情報制作・配給業務」の国内、国外別年間売上高に占めるアニメーション作品による収入割合

アニメーション作品による収入	国内	%	国外	%

「映像情報制作・配給業務」の年間売上高に占めるインターネット配信に係るロイヤリティ収入の割合
インターネットプロバイダ等への上映権、頒布権等の使用許諾による収入の割合を記入してください。

インターネット配信に係るロイヤリティ収入	%

サ

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください (万円未満を四捨五入してください)。
- 「¥」記号は記入しないでください。
- 「*」と記載されている箇所の記入は不要です。

4 年間売上高等

キ 企業全体の年間売上高

- 貴企業が2019年1月1日から12月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高を記入してください。なお、この期間での記入ができない等やむを得ない場合には、最も近い決算日前の1年間について記入してください。
- また、営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。
- 営業として行っていない資産運用や資産売却による収入 (いわゆる営業外収入) は含めないでください。
- 「企業全体の年間売上高」に「映像情報制作・配給業務」以外の売上がある場合、「企業全体の年間売上高」と「映像情報制作・配給業務」の年間売上高の「合計」は一致しません。

ク 「企業全体の年間売上高」のうち、「映像情報制作・配給業務」の年間売上高

- ・企業全体の年間売上高のうち、下記のこの調査の「対象となる業務」(日本標準産業分類小分類411－映像情報制作・配給業に属する業務)の売上高を「国内」・「国外」別に記入してください。映像作品の権利収入も売上高に含まれます。

【対象となる業務】

映画、テレビ、ビデオ、CM、PR映像、インターネット動画等といった映像作品の作成(制作、撮影、技術業務など)、配給業務を行う企業が調査対象となります(著作権の有無は問いません)。

調査対象例

- ・映画、テレビ、ビデオ作品の制作業務(業務の一部を受託している場合も対象となります。)
- ・アニメの背景等の制作業務
- ・CM制作業務
- ・撮影業務(個人カメラマンを含む。)
- ・制作会社等から依頼を受けて行う技術業務
- ・映画やケーブルテレビ向け作品の配給業務
- ・企業のPR映像や、結婚式映像の制作業務(個人事業主を含む。)
- ・デジタルサイネージやパチンコなどで流れる映像の制作業務
- ・博物館などで上映する映像の制作業務

【対象とならない業務】

- ・小売用DVDのプレスなど、他社からのDVD・BD等のディスク製造受託業務
※自社の映像情報をプレスしDVD・BD等で発売する場合には、調査対象となります。
- ・レンタルビデオ、DVD・BD等の小売業務
- ・映画出演者あっせん業務、映画フィルム現像業務、タイトル書き業務、ポストプロダクション業務、貸スタジオ業務(映画撮影・録音用)、レコーディングスタジオ業務など

ケ 「映像情報制作・配給業務」の年間売上高の業務種類別割合(次ページに続く)

- ・「企業全体の年間売上高」のうち、「映像情報制作・配給業務」の年間売上高で記入した「映像情報制作・配給業務」の年間売上高(国内、国外別)について、その内訳を次ページの表を参考に映画制作・配給業務、テレビジョン番組制作・配給業務、ビデオ(DVD・BD)制作・発売業務の区分ごとに売上割合を整数で記入してください。合計は、国内、国外別にそれぞれ100%となるようにしてください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きい項目で調整してください。

コ 「映像情報制作・配給業務」の国内、国外別年間売上高に

占めるアニメーション作品による収入割合(次ページに続く)

- ・「企業全体の年間売上高」のうち、「映像情報制作・配給業務」の年間売上高で記入した「映像情報制作・配給業務」の年間売上高のうち、「アニメーション作品(映画作品、テレビ番組、ビデオ作品)」による収入がある場合、「映像情報制作・配給業務」に対する割合を国内、国外別に整数で記入してください。
- ・アニメ映画の制作・配給収入、テレビ放送用アニメ番組の制作・配給収入、アニメビデオの制作・発売収入のほか、キャラクター使用权やビデオ化権等のライセンス(権利)の使用許諾収入などが該当します。

サ 「映像情報制作・配給業務」の年間売上高に占める

インターネット配信に係るロイヤリティ収入の割合(次ページに続く)

- ・「企業全体の年間売上高」のうち、「映像情報制作・配給業務」の年間売上高で記入した「映像情報制作・配給業務」の年間売上高のうち、自社作品をインターネットで配信する権利の使用許諾を、コンテンツ配信業者へ与えることにより得られた収入額がある場合、「映像情報制作・配給業務」に対する割合を整数で記入してください。

4 年間売上高等 **ケ**「映像情報制作・配給業務」の年間売上高の業務種類別割合、
コ「映像情報制作・配給業務」の国内、国外別年間売上高に占めるアニメーション作品による収入割合、**サ**「映像情報制作・配給業務」の年間売上高に占めるインターネット配信に係るロイヤリティ収入の割合(つづき)

業務種類区分		内容例示
映画制作・配給業務	映画の制作・配給収入	映画の制作又は配給による年間売上高
	ビデオ(DVDを含む。)版權収入	自社に著作権のある映画作品をビデオ化(複製し頒布)する権利を他社に販売(許諾)して得た収入額。ビデオにはDVD・BDを含みます。
	テレビ放映権収入	映画作品(著作権のあるもの)のテレビ放映の使用許諾料収入額
	商品化権収入	映画作品(著作権のあるもの)に係るキャラクターの使用、映画音楽(サントラ盤)、書籍の出版等の使用許諾料収入額
	リメイク権収入	映画作品(著作権のあるもの)のリメイク権の使用許諾による収入額
	受託制作収入	他企業からの委託を受けた映画制作・技術業務による収入額
	テレビ映画制作収入	テレビ用映画の制作による収入額
	その他	上記以外の映画制作・配給業務による収入額。例えば、広報映像(映画館でのCM)など
テレビジョン番組制作・配給業務	テレビ番組(テレビコマーシャルを含む。)制作・配給収入	テレビ番組(テレビコマーシャルを含む。)の制作又は配給による収入額
	ビデオ(DVDを含む。)版權収入	テレビ番組(自社に著作権のあるもの)をビデオ化(複製し頒布)する権利を他社に販売(許諾)して得た収入額。ビデオにはDVD・BDを含みます。
	受託制作収入	他企業からの委託を受けたテレビ番組(テレビコマーシャルを含む。)制作・技術業務による収入額 ※調査期間において制作が完了している作品の収入額。著作権をもたずに制作した作品の収入も含めます。
	その他	上記以外のテレビ番組制作・配給業務による収入額
ビデオ(DVD)制作・発売業務	ビデオ(DVDを含む。)制作・発売収入	ビデオ(DVD・BDを含む。)用オリジナル作品の制作又は発売業務、映画作品やテレビ番組が元となっているビデオ(DVD・BDを含む。)の発売業務による年間売上高
	ビデオ(DVDを含む。)版權収入	ビデオ用オリジナル作品(自社に著作権のあるもの)をビデオ化(複製し頒布)する権利を他社に販売し(許諾)して得た収入額。ビデオにはDVD・BDを含みます。
	その他	上記以外の収入額。PRビデオ、パチンコなどの映像、結婚式(挙式・披露宴等)ビデオ、博物館、インターネットでの上映作品など、映画館、テレビでの上映を行わない映像作品の制作・技術による収入額

次ページ以降にも記載があります。

5 映画・テレビ番組及びビデオ制作本数等

シ

(1) 映画制作本数、配給本数(作品数)

		劇場用映画						教育映画	記録映画	その他	合計
		劇映画			アニメーション						
		出資制作	共同出資制作	受託制作	出資制作	共同出資制作	受託制作				
制作本数(作品数)		本	本	本	本	本	本	本	本	本	本
配給本数	邦画(作品数)	本			本			本	本	本	本
	洋画(作品数)	本			本			本	本	本	本

ス

(2) テレビ番組制作本数、配給本数(タイトル数) 制作本数及び配給本数は、連続ドラマ・シリーズドラマなど同タイトルの番組は1本(1作品)としてください。

	ドラマ	アニメーション	ドキュメンタリー	芸能・趣味・教養	音楽	スポーツ	その他	合計
制作本数(タイトル数) (受託制作を含む)	本	本	本	本	本	本	本	本
配給本数(タイトル数)	本	本	本	本	本	本	本	本

セ

(3) ビデオ(DVDを含む。)制作本数、発売(プリント)本数 返品数は、差し引いてください。

	劇場映画(邦画)		劇場映画(洋画)		テレビ番組		
	劇映画	アニメーション	劇映画	アニメーション	ドラマ	アニメーション	その他
制作本数(作品数)	本	本	本	本	本	本	本
発売(プリント)本数	本	本	本	本	本	本	本
	オリジナルビデオ作品						
	映画、ドラマ	音楽・BGV・カラオケ	芸能・趣味・教養	教育	スポーツ	アニメーション	その他
制作本数(作品数)	本	本	本	本	本	本	本
発売(プリント)本数	本	本	本	本	本	本	本

セ

10ページ参照

記入上の注意

- 過去1年間(2019年1月1日から12月31日まで、または直近決算日前1年間)において制作が完了した本数、配給した本数を作品区分に従って記入してください。
なお、撮影業務の請負・技術提供、CM、アニメの背景、企業のPR映像や、結婚式映像、デジタルサイネージやパチンコ用映像、博物館などで上映する映像については、制作本数等は記入しません。
- 「*」と記載されている箇所の記入は不要です。

5 映画・テレビ番組及びビデオ制作本数等

シ

(1) 映画制作本数、配給本数(作品数)

- 「制作本数(作品数)」は、過去1年間において制作が完了した本数を記入してください。
自己資金による制作は出資制作に含みます。
- 「配給本数」は邦画、洋画別の過去1年間において劇場(映画館)等に配給した作品本数を記入してください。

作品区分	内容例示
劇場用映画	劇場用の劇映画、アニメーション映画
劇映画	劇場用の劇映画(実写版)
出資制作	自己資金(借入金を含む。)により制作した劇映画
共同出資制作	共同出資により制作した劇映画
受託制作	受託制作により制作した劇映画

(次ページに続く)

シ (1)映画制作本数、配給本数（作品数）（つづき）

作品区分	内容例示
劇場用映画(つづき)	劇場用の劇映画、アニメーション映画
アニメーション	劇場用のアニメーション映画
出資制作	自己資金(借入金を含む。)により制作したアニメーション映画
共同出資制作	共同出資により制作したアニメーション映画
受託制作	受託制作により制作したアニメーション映画
教育映画	学校教育、社会教育、幼児教育など教材向けに制作した映画
記録映画	ドキュメンタリー、科学、文化などの記録映画
その他	上記以外の映画

ス (2)テレビ番組制作本数、配給本数（タイトル数）

- ・「制作本数(タイトル数)(受託制作を含む。)」及び「配給本数(タイトル数)」は、著作権をもたない制作作品であっても、タイトル数を記入してください。連続ドラマ、シリーズドラマなど同タイトルの作品は1本(1作品)として数えてください。
ただし、例えばバラエティー番組の1コーナーのみの制作を受託したケースのような番組の一部のみを請け負った場合や、テレビコマーシャルは、制作本数には含めないでください(「4年間売上高等」には、一部請負やコマーシャルの金額も含めてください)。
- ・「配給本数(タイトル数)」は、テレビ放送局(地上波、BS、CS、CATVなどの放送事業者)へ配給した作品のタイトル数で記入してください。
なお、テレビ放送(ケーブルテレビ、衛星放送を含む。)での放送を目的に制作されたものについて記入してください。

作品区分	内容例示
ドラマ	ドラマ番組
アニメーション	アニメーション番組
ドキュメンタリー	ドキュメンタリー番組
芸能・趣味・教養	芸能・趣味・教養番組
音楽	音楽番組
スポーツ	スポーツ番組
その他	上記以外の番組

注：1本の作品として完成した本数を記入してください。

セ (3)ビデオ（DVDを含む。）制作本数、発売（プリント）本数

- ・過去1年間のビデオ制作本数(受託制作を含む。)及びビデオ発売(プリント)本数(返品数を差し引いた本数)を下記の作品区分に従って記入してください。
ただし、企業のPRビデオ、音楽アーティストなどのプロモーションビデオ、結婚式(挙式・披露宴等)ビデオなどは含めないでください。
- ・**5**「ビデオ(DVDを含む。)の制作本数」(受託制作を含む。)は、連続ドラマ、シリーズドラマなど同タイトルの番組は1本(1作品)として数えてください。
- ・**5**「ビデオ(DVDを含む。)の発売(プリント)本数」は、レンタル又はセルビデオの発売用にプリント(「複製」をいう。以下同じ)したカセット及びDVD・BDの総本数(ただし、返品を差し引いた本数)をいいます。従って、ボックス(1ボックスにカセット10本入りなど)による発売の場合は、カセット数により本数を数えてください。

作品区分	内容例示
劇場映画(邦画)	劇場用の邦画を、レンタル又はセルビデオとしてビデオ化(DVD・BDを含む。)した作品
劇映画	劇場用劇映画(実写版)
アニメーション	劇場用アニメーション映画
劇場映画(洋画)	劇場用の洋画を、レンタル又はセルビデオとしてビデオ化(DVD・BDを含む。)した作品
劇映画	劇場用映画(実写版)
アニメーション	劇場用アニメーション映画
テレビ番組	テレビ放送局の放送を目的に制作されたドラマ番組、アニメーション番組などを、レンタル又はセルビデオとしてビデオ化(DVD・BDを含む。)した作品
ドラマ	ドラマ番組
アニメーション	アニメーション番組
その他	上記以外の番組
オリジナルビデオ作品	レンタル又はセルビデオ(DVD・BDを含む。)専用として制作した映画などの作品
映画・ドラマ	オリジナルビデオとして制作した映画、ドラマ作品
音楽・BGV・カラオケ	オリジナルビデオとして制作した音楽・BGV(バックグラウンドビデオ)・カラオケ作品
芸能・趣味・教養	オリジナルビデオとして制作した芸能・趣味・教養作品
教育	オリジナルビデオとして制作した学校教育、社会教育、幼児教育など教材向け作品
スポーツ	オリジナルビデオとして制作したスポーツ作品
アニメーション	オリジナルビデオとして制作したアニメーション作品
その他	上記以外のオリジナルビデオ作品

6 年間営業用固定資産取得額



企業全体の過去1年間における営業用固定資産取得額^{注1}

			千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円	注1:耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の固定資産の取得額(購入手数料を含む。)を記入してください。 注2:「情報通信機器」とは、有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などをいいます。 注3:過去1年間に営業用固定資産の取得額がない場合は、合計欄に「0」を記入してください。
有形固定資産	機械・設備・装置	情報通信機器 ^{注2}									
		その他									
	土地										
	建物・その他の有形固定資産										
	無形固定資産										
合計 ^{注3}											

記入上の注意

- ・金額は万円単位で記入してください(万円未満を四捨五入してください)。
- ・「¥」記号は記入しないでください。
- ・「*」と記載されている箇所の記入は不要です。

6 年間営業用固定資産取得額



企業全体の過去1年間における営業用固定資産取得額

- ・2019年1月1日から12月31日までの1年間に新たに取得した、取得価額が10万円以上の固定資産(新品、中古品、建物など)の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。
- ・過去1年間に営業用固定資産の取得額がなかった場合は、合計欄に「0」を記入してください。
- ・当該1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の固定資産取得額を記入してください。
- ・年間営業用固定資産取得額は、次の区分に従って記入してください。

資産区分			資産例示
有形固定資産	機械・設備・装置	情報通信機器	耐用年数1年以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)の購入に要した金額
		その他	耐用年数1年以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した金額
	土地		土地購入に要した金額 既存の土地を整備することに要した金額
	建物・その他の有形固定資産		建物の購入、改築・改装に要した金額 給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物附属設備の購入に要した金額 その他取得した有形固定資産の購入に要した金額など
無形固定資産			物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した金額 例:借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など

7 従業者数

2020年6月1日現在又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。

(1) 企業全体の従業者数			(2) 「映像情報制作・配給業務」の事業従事者数	
	男	女	事業従事者数	
① 個人業主（個人経営の事業主） 及び無給の家族従業者	人	人	事業従事者数 （別経営の企業に派遣している人を除き、別経営の企業から派遣されている人を含みます。）	人
② 有給役員	人	人		
③ 正社員・正職員としている人	人	人		
④ ③以外の人 （パート・アルバイトなど）	人	人		
（就業時間換算雇用者数 ^{注2} ）	（人）	（人）		
⑤ 臨時雇用者 ^{注3} （常用雇用者以外の雇用者）	人	人		
総計（①～⑤の合計）	人	人		
（うち 別経営の企業に派遣している人）	（人）	（人）		
総計のほかに別経営の企業から派遣されている人	人	人		

注1: 「常用雇用者」とは、雇用契約期間の定めがない労働者又は雇用契約期間が1か月以上の労働者をいい、また、「⑤以外の人（パート・アルバイトなど）」は、「正社員・正職員としている人」以外の労働者をいいます。

注2: 「④ ③以外の人（パート・アルバイトなど）」の「就業時間換算雇用者数」は、「④ ③以外の人（パート・アルバイトなど）」に記入した従業者全員の総労働時間（1週間分）÷ 貴企業の所定労働時間（1週間分）によって算出してください。

注3: 「⑤ 臨時雇用者」とは、「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいいます。

7 従業者数

タ (1) 企業全体の従業者数

雇用形態区分	内容例示
① 個人業主 （個人経営の事業主） 及び 無給の家族従業者	個人業主とは、個人経営の事業主で、実際に貴企業の業務に従事している人を行い、無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに貴企業の業務に常時従事している人を行います。 ※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は「常用雇用者」に記入してください。 ※「② 経営組織及び資本金額」で「3 個人経営」を選択した場合のみ記入してください。
② 有給役員	「② 経営組織及び資本金額」で「3 個人経営」以外を選択した場合で、経営組織が「1 会社」、「2 会社以外の法人・団体」の役員（常勤・非常勤を問わない）で報酬・給与の支払いを受けている人を行います。 ※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与・規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ、役員報酬を受けていない人は除いてください。
常用雇用者	一定の期間を定めずに雇用されている労働者、又は1か月以上の期間を定めて雇用されている労働者をいいます。
③ 正社員・正職員としている人	常用雇用者のうち、貴企業で正社員・正職員として処遇している人を行います。一般的には、雇用契約期間に定めがなく（定年制を含む）、貴企業で定められている1週間の所定労働時間で働いている人が該当します。
④ ③以外の人 （パート・アルバイトなど）	常用雇用者のうち、「③ 正社員・正職員としている人」以外の労働者をいいます。
（就業時間換算雇用者数）	「④ ③以外の人（パート・アルバイトなど）」に記入した従業者全員の総労働時間（1週間分）を貴企業の所定労働時間（1週間分）で除して算出した人数（※）「（就業時間換算雇用者数）」記入例を参照）を記入してください。

タ (1) 企業全体の従業者数(つづき)

雇用形態区分(つづき)	内容例示
⑤臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人、又は日々雇用されている人をいいます。
総計 (①～⑤の合計)	「①個人業主」から「⑤臨時雇用者」に記入した従業者の合計を記入してください。
(うち 別経営の企業に 派遣している人)	「①個人業主」から「⑤臨時雇用者」に記入した人のうち、他の会社など別経営の企業へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の企業で働いている人をいいます。
総計のほかに別経営の 企業から 派遣されている人	「①個人業主」から「⑤臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営の企業から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の企業からきて働いている人をいいます。

- ・2020年6月1日現在又はこれに最も近い給与締切日現在で、貴企業全体の従業者数について、各区分の該当する欄に記入してください。各区分の例示については左の表を参照してください。
- ・長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。
- ・貴企業において個人と契約を結んで雇用している場合は「①個人業主」に含めるのではなく、「②有給役員」以降の該当する区分に含めて記入してください(別経営の企業から派遣されて当該企業に在籍している個人業主の人も含められません)。
- ・「派遣している人」、「派遣されている人」とは、労働者派遣法にいう派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の企業で働いている人及び下請け(請負業務)の仕事として働いている人をいいます。なお、転籍出向者は含めないでください。

(※)「(就業時間換算雇用者数)」記入例

例えば、以下のような場合の「(就業時間換算雇用者数)」は、(1)、「(2)」のとおり算出してください。

- ・1週間で24時間勤務のアルバイト(「④③以外の人(パート・アルバイトなど)」に該当する労働者)が4人従事している
- ・当該企業の1週間あたりの所定労働時間が40時間

(1)「④③以外の人(パート・アルバイトなど)」の総労働時間(1週間分)÷貴企業の所定労働時間(1週間分)

$$= \frac{24(\text{時間}) \times 4(\text{人})}{40(\text{時間})}$$

$$= 2.4(\text{人})$$

(2)「(就業時間換算雇用者数)」には小数点以下を四捨五入して「2」と整数で記入してください。

チ (2) 「映像情報制作・配給業務」の事業従事者数

- ・貴企業の事業従事者数(※)のうち「映像情報制作・配給業務」に携わる人数を記入してください。

「映像情報制作・配給業務」の事業従事者の例

管理業務(総務、人事、経理など)、「映像情報制作・配給業務」を担当する有給役員、営業、企画、制作、配給及び宣伝などの業務に従事する人 など

- ・以下の人は、「映像情報制作・配給業務」の事業従事者に含めないでください。

主に「映像情報制作・配給業務」以外の業務に従事している人(例えば、「映像情報制作・配給業務」以外の業務の就業時間数が、「映像情報制作・配給業務」の就業時間より多い場合)。

(※)事業従事者数

=「(1)企業全体の従業者数の総計(①～⑤の合計)」-「別経営の企業に派遣している人」+「別経営の企業から派遣されている人」

コールセンターの ご案内

調査票の記入についてご不明な点などありましたら、下記実施事務局までお問い合わせください。

経済構造実態調査 実施事務局

【電話番号】 **0120-800-636** (通話料無料)

(IP電話などフリーダイヤルに接続できない場合 03-6630-5960 (有料))

※おかけ間違いのないようお願いいたします。

【受付時間】平日(土・日・祝日・年末年始を除く)9:00～18:00

【ホームページ】<https://www.kkj-st.go.jp>

